第一項の表五四の項を次のように改める。

54	削除

第一項の表一四五の項を次のように改める。

145	削除

第二項の表八の項を削る。

第三項の表三の項中「(228.00)」を「(262.50)」に、「(189.00)」を「(198.00)」に、「北緯35度41分23秒東経139度41分29秒」を「北緯35度41分23秒東経139度41分30秒」に改め、同表五の項中「(172.00)」を「(172.30)」に、「(361.00)」を「(371.00)」に、「北緯35度45分47秒東経139度15分35秒」を「北緯35度45分47秒東経139度15分36秒」に、「北緯35度45分47秒東経139度15分33秒」を「北緯35度45分47秒東経139度15分34秒」に改め、同表六の項中「(178.00)」を「(198.00)」に、「(361.00)」を「(371.00)」に、「北緯35度45分33秒東経139度15分42秒」を「北緯35度45分33秒東経139度15分43秒」に改める。

二十七　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第五項の表三の項中「(129.00)」を「(138.80)」に、「(453.00)」を「(458.00)」に、「北緯34度50分24秒東経136度26分14秒」を「北緯34度50分24秒東経136度26分14秒」に改める。

二十八　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二四の項を次のように改める。

124	削除

第一項の表一二六の項を次のように改める。

126	削除

二十九　平成二十一年総務省告示第四百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表二の項中「(129.00)」を「(128.80)」に、「北緯34度46分27秒東経136度23分06秒」を「北緯34度46分28秒東経136度23分06秒」に改め、同表三の項中「北緯34度45分37秒東経136度22分59秒」を「北緯34度45分37秒東経136度22分47秒」に、「北緯34度45分57秒東経136度22分48秒」を「北緯34度45分58秒東経136度22分48秒」に改める。

三十　平成二十二年総務省告示第二百一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

3	削除

第二項の表四の項を次のように改める。

4	削除

三十一　平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二〇の項を次のように改める。

20	削除

第一項の表三〇の項を次のように改める。

30	削除

三十二　平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

1	削除

第一項の表四の項を次のように改める。

4	削除

第一項の表七の項を次のように改める。

7	削除

三十三　平成二十四年総務省告示第六十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項を次のように改める。

2	削除

三十四　平成二十五年総務省告示第三百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一八の項を次のように改める。

18	削除

三十五　平成二十五年総務省告示第四百六十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一七の項を次のように改める。

17	削除

第一項の表三五の項を次のように改める。

35	削除

第一項の表三七の項を次のように改める。

37	削除

三十六　平成二十六年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六の項を次のように改める。

6	削除

第一項の表九の項を次のように改める。

9	削除

第一項の表一四の項及び一五の項を次のように改める。

14	削除
15	削除